

会 議 録

1 会議名

上越市入札監視委員会 令和6年度第1回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【委嘱状交付】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2) 指名停止措置状況について

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和6年4月25日（木）午後1時30分から午後3時05分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局 3階 災害対策室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：小林委員、池田委員、井部委員、大堀委員、木村委員

・事務局

上越市：柳澤部長、鋤柄課長、渡邊副課長、石野係長、松井係長、春日主任

ガス水道局：西山総務課長、森口副課長、金井係長、近藤主任

（審議案件担当課等）

資産活用課：敷波係長

建築住宅課：高山主任、大山主任

営繕室：袋係長、長沼技師

生活排水対策課：細野センター長、齊藤係長、山田主任、江口主任

社会教育課：宮崎参事、山田副主幹

ガス水道局管路課：近藤主任

8 発言の内容

【開会】

鋤柄課長： 本日はご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

只今から、「上越市入札監視委員会 令和6年度第1回会議」を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます契約検査課、鋤柄と申します。よろしくお願いいたします。

上越市では、市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴いただけるようにしておりますので、あらかじめご了解願います。

傍聴される皆様におかれましては、会議に対する発言権がないこと及び会議中のご清聴について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

【委嘱状交付】

鋤柄課長： 始めに、委員の委嘱状を交付いたします。今回の委嘱は、上越市附属機関設置条例の制定により、令和6年4月1日からこの入札監視委員会が条例に基づく附属機関となったことから、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを任期とし、委嘱状を皆様に交付するものです。お名前をお呼びしましたら、ご起立していただき、その場で委嘱状をお受け取りください。

なお、委員長である今本啓介様におかれましては、公務のため本日は欠席となっております。

それでは、お名前をお呼びいたします。

井部 祥子様、池田 智士様、小林 祐子様、大堀 みき様、木村 豊治様、ありがとうございました。

【挨拶】

鋤柄課長： それでは、財務部長の柳沢がご挨拶を申し上げます。

柳澤部長： 只今、委嘱状を交付させていただきました。今年度から条例に基づく附属機関ということで、この会が位置づけられました。それに伴って今年一年間の委嘱状をお渡ししました。お願いする業務等に変更はありませんが、改めてお願いするものです。よろしくお願いいたします。

冒頭、説明がありましたが、今本委員長は長期の出張で不在ということで、今回は欠席となっておりますので、小林副委員長にお願いすることになっております。よろしくお願いいたします。

上越市は、市長部局及びガス水道局を含めた令和6年度の普通建設事業費が196億円ということで、例年より少し多い予算で地域経済の活性化のため、市内の企業の皆様に流れる予算を措置したところであります。

一方で、工事費や委託等につきましては、エネルギー価格の上昇や物件費、材料費の上昇、さらに人件費の上昇ということで近年、工事費価格が増えております。今まで同じ金額で何件も発注していた工事の件数が減り、一つの工事、委託に対する金額が上がってきております。

例えば、箱物と言われる行政施設に管理人を配置し、点検や清掃等を行い維持管理する総合管理業務委託というものがありますが、ある施設では前年度よりも 1.5 倍となってしまう、5 千万円で一年間管理していたものが、7 千万円以上の経費をかけないと同じ建物の同じ管理が出来なくなってしまうました。先ほど申し上げたような人件費や材料費、エネルギー価格の上昇等が、そういった個々の事例にも如実に表れてきている昨今でございます。従いまして、それ故に税の使途としての市の発注が公正な発注であって、公平な競争をした中での受託を促すということで、今まで以上に大切な取り扱いにしなければいけない時代になってきたことは確かであります。

本日は抽出したいいくつかの事業になりますが、皆さんの知見と長い経験を活かしていただき、我々の仕事に対する審査、審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

鋤柄課長： 続きまして、小林副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

小林副委員長： お疲れ様です。今本委員長が学会のためとおっしゃっていましたが、前回の会議の時に、次回は不在になるのでお願いします、と言われておりました。今日は、変わって私が議長を務めさせていただきますが、不慣れなところもございますので、進行に支障をきたすこともあるかと思いますが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

鋤柄課長： ありがとうございます。

それではこれより、会議に入りますが、その前に資料の確認をお願いいたします。

皆様に事前に資料を配布しております。

次第、資料 1-1（発注状況総括表 市発注分、資料 1-2（発注状況総括表ガス水道局発注分）、資料 2（指名停止措置状況の報告）、資料 3（抽出案件の概要 No.1～No.10）の全部で 5 点配布してあるかと思います。

本日配布の資料としましては、委員名簿、座席表となりますが、よろしいでしょうか。

鋤柄課長： では、会議の進行につきましては、上越市附属機関設置条例施行規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、以降の進行は委員長がすることになりますが、本日は欠席のため小林副委員長からお願いしたいと思います。

なお、本日の出席委員は 5 人、欠席委員は 1 人となっておりますので、上越市附属機関設置条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご報告いたします。

それでは、小林副委員長よろしく願いいたします。

【報告】

(1) 発注状況について

小林副委員長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第の「4 報告」、「(1) 発注状況について」の「市発注」について、事務局から説明をお願いします。

(市発注)

鋤柄課長： 資料 1-1 に基づき説明

小林副委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

小林副委員長： それではなければ、続きまして、ガス水道局発注分について事務局から説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

西山課長： 資料 1-2 に基づき説明

小林副委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

(2) 指名停止措置状況について

小林副委員長： それでは、次に「(2) 指名停止措置状況」について、事務局から説明をお願いします。

鋤柄課長： 資料 2 に基づき説明

小林副委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

木村委員： バイオポリとは石油関係の袋ではなく、バイオ関係の袋と聞いていますが、納品が遅れた理由は聞かれていますか。

鋤柄課長： 納品が遅れた理由ですが、設備の老朽化による機械の故障の他、作る工程の過程で乾燥不足が生じたため、やり直し作業が発生したことや、従業員の退職による人員不足というところが主な原因だと聞いています。

木村委員： ゴミ袋が無いということは我々市民もゴミが出せないで困ることで。入札方式としては(株)バイオポリ上越の1者しか無かったのでしょうか。

鋤柄課長： (株)バイオポリ上越しか出来ない業務のため、一者随意契約となります。

木村委員： 打ち切るわけにはいかないようですが、指名停止の他に遅延金は徴収したのでしょうか。

鋤柄課長： 遅延金はいただいております。

木村委員： もう一点、資料 2 にある(株)小野組のことですが、テレビで報道され興味深く見ていました。(株)小野組は胎内市の業者ですが上越市の入札参加資格登録業者なののでしょうか。

- 鋤柄課長： 本市の入札参加資格をお持ちの業者であるため、今回措置の対象としております。
- 木村委員： 関係する業者がもう 1 者、延本建設㈱も絡んでいたようですが、こちらは上越市の入札参加資格登録業者ではなかったのでしょうか。
- 鋤柄課長： 延本建設㈱は上越市の入札参加資格はございません。
- 木村委員： ㈱小野組だけが対象だったということですね。わかりました。
- 小林副委員長： 他にございますか。
- 池田委員： ㈱バイオポリ上越について聞きたいことがあります。ゴミ袋は㈱バイオポリ上越でしか作れないということでしょうか。
- 鋤柄課長： ㈱バイオポリ上越のみということになっております。
- 池田委員： その場合、例えば今回のような措置対象になってしまうと、市民生活に支障が出るのではないかと思うのですが、それについて何か考えはあるのでしょうか。
- 荒川副課長： ゴミ袋を担当しております、生活環境課の荒川と申します。ご説明させていただきます。指定ゴミ袋ですが、保管する倉庫を契約しており、その在庫量を見ながら一年間、四半期ごとに契約をしており、その在庫量を 1.5 か月～2 か月分の在庫状況を見ながら発注しています。
- 今回納品の納期延長がありましたが、在庫量を確認し、市民生活に影響が無いことを確認しております。
- 小林副委員長： 池田委員、よろしいでしょうか。
- 池田委員： 大丈夫です。ありがとうございます。
- 木村委員： 契約方式ですが、もともと単年度契約ではなく四半期ごとの発注なのではないでしょうか。
- 石野係長： 契約検査課の石野と申します。
- 四半期ごとの発注になります。
- 木村委員： 一者しかないようであれば、年間契約をしておき、その都度、在庫を見ながら発注していた方が、年間トータルがかなりの数量となるため単価が下がるのではないのでしょうか。
- なお、且つ先ほど遅延した理由に設備のことがありましたが、年間の予定数量が分かっているならば、業者の方で努力して、どの時期に納入しなければいけないか、年間計画を立てられるのではないのでしょうか。単価契約なので年間予定数量を算出して示すできではないのでしょうか。
- 石野係長： 今のご質問に関しては入札の範疇とは少し逸脱しますが、お答えさせていただきます。
- 荒川副課長： 在庫量を確認するのは市であるため、細かく在庫量を見ながら発注することから四半期ごとに契約しております。
- 小林副委員長： 他に御質問や御意見等がありましたらお願いします。
- 全委員： (意見等なし)

【審議】

抽出案件の審議について

小林副委員長： それでは次第の「5 審議」に移ります。

今回の審議案件は、大堀委員から 10 件を抽出していただきました。抽出理由については、資料の下段に記載してありますが、大堀委員の方から補足説明をされる場合は、事務局説明の前をお願いします。

審議については、各案件について事務局が概要説明を行った後、委員の皆様からご質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいりたいと思います。

案件の担当部局の担当者からも同席をいただいておりますが、同席されている担当の方は、発言される際、最初に部署名と名前を言っていただいから、回答していただくようお願いします。

案件審議の順番については、No.1 から順に審議してまいりたいと思います。

《No.1 浦川原浄化センター管理汚泥棟電気設備改築工事》

小林副委員長： それでは、No.1 の案件について事務局の説明を求めますが、必要であれば、大堀委員から抽出理由の説明をお願いしたいと思います。

No.1 の抽出理由については、唯一落札率が 100%ということですが、それ以外に何かありますか。

大堀委員： 落札率は他も 95%以上でした。事前にいただいた資料だと、制限付き一般競争入札の工事が全部で 25 件ありましたが、その中で一つだけ 100%だったということで、説明を聞かせていただければと思います。

小林副委員長： それでは、事務局お願いいたします。

渡邊副課長： 契約検査課、渡邊と申します。私の方から説明させていただきます。資料 3 の 1 ページ目、浦川原浄化センター管理汚泥棟電気設備改築工事です。工事場所は浦川原区飯室地内の浦川原浄化センターになります。

こちらの工事の概要は、監視制御設備として監視計装盤の機能移設と非常通報装置の更新に係る工事で、工種は電気工事となります。

抽出理由について今ほど大堀委員から説明がありましたが、制限付き一般競争入札の工事の中で唯一落札率が 100%であり、この件について考察いたしました。

まず今回の工事は、電気系統に係る工事のため電気機械器具のウエイトが非常に高く、機器費が工事費全体の約 80%を占めております。一般管理費等の諸経費の割合が少ないため、工事の仕入れの価格が全体の工事費に影響しているものと考えております。

各入札業者の工事費内訳書を確認しましたところ、落札者の機器費が一番低い結果となっており、機器メーカーとお付き合いがあり、他社より非常に安く請け入れることが出来たのではないかと推測しております。

この件につきましては、浄化センター内の設備で特殊な機械であるため、一般に市販されておらず、受注生産となることから価格も下がりにくいものであると考えております。

落札者の大和電建㈱につきましては、令和２年度に行った当該施設における電気設備増設工事の際に施工に関わりがありまして、施設設備に対するノウハウも持っているものと思われれます。

以上を踏まえた上での推察になりますが、落札率が 100% になった理由としては、入札に参加した４社のうち３社が予定価格を超過する中、企業努力により諸経費を抑えることが出来た結果、施設に係る設備のノウハウを持ち、また、施工地に最も隣接している大和電建㈱の入札額と予定価格が一致し、結果として落札率が 100% になったものと考えております。

なお、予定価格に 10 万円未満の端数が生じておらず、切れのいい数字であったことも要因の一つに考えられるものであります。

小林副委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

木村委員： 落札率 100% の話では無いですが、市の制度について、議会繰越承認ということが少しわかりませんでした。

まず発注する時に令和 6 年 3 月 12 日から令和 6 年 3 月 31 日と発注されるのでしょうか。それとも例えば工期は、7 か月とか 365 日間の期間でやりますと事前に示して契約されるのでしょうか。それによって、例えば工期がタイトな期間であれば、割高になるような気がするのですが、その関係がわかりませんでした。

細野センター長： 生活排水対策課 下水道センターの細野と申します。

この工事は、国の補正予算で交付金をもらって行う事業でございまして、令和 6 年 3 月に契約したのは、令和 6 年 1 月の時点で国からの補正により、交付金が出ると決まったため、その結果に基づいて令和 6 年 3 月 31 日までの契約期間とさせていただきました。

繰越の議会承認を得ないと、令和 6 年 3 月 31 日以降の契約を結ぶことが出来ないため、議会の承認を得てから、予定している令和 7 年 2 月 28 日までの工期の変更契約をかけたということになっております。

木村委員： 手続きはそうですが、業者に対しては、350 日で行うのか、令和 6 年 3 月 31 日までで行うのか、入札段階ではどちらを伝えてあるのでしょうか。

江口主任： 生活排水対策課の江口と申します。

入札の段階で、議会承認後は令和 7 年 2 月 28 日まで工期を延長しますという旨を伝えた上で、入札を行っております。

木村委員： 工期はゆっくりありますよという事は伝わっているのでしょうか。

江口主任： 伝わっております。

木村委員： それを踏まえての入札ということでしょうか。

江口主任：　　そうです。

木村委員：　　もちろん制限付き一般競争入札なので、電子入札で自由参加できるというのでしょうか。

松井係長：　　契約検査課の松井と申します。

電子入札での入札になります。公告に工期が令和7年2月の終わりまであるという事を参加される方にはお示ししております。

小林副委員長：　他によろしいでしょうか。

全委員：　　（意見等なし）

《No.2　八千浦交流館はまぐみ給湯器更新工事》

小林副委員長：　続きまして、No.2　八千浦交流館はまぐみ給湯器更新工事へ移りたいと思います。

大堀委員、補足の説明がありましたらお願いします。

大堀委員：　　補足ではないですが、他がだいたい95%以上であり、ここだけが落札率が61.80%で低いと思ひまして、その理由をお伺いしたいと思います。

小林副委員長：　それでは事務局から説明をお願いします。

渡邊副課長：　下荒浜地内の八千浦交流館はまぐみ給湯器更新工事となります。施工場所が、八千浦中学校から北に約500m行ったところにある海の近くに位置する、多目的ホールや温浴場がある複合施設となります。工事の概要につきましては、浴場の給湯器の故障に伴う、更新に係る工事一式で指名競争入札を行いました。

抽出理由は、指名競争入札の工事の中で最も落札率が低い、他は95%以上ということで、この点についてご説明させていただきます。

本入札につきましては、落札率が85%を下回ったため、低入札価格調査を行っております。低入札価格調査では、全体的に無理のない価格であるか、資格の保持のある人員配置が適正になされるか、資材等が確保されているかの他、期限までに履行が出来るか、といったところを確認しております。

調査で業者への聞き取りでは、給湯器を安価で調達が可能であったということと、諸経費を全体工事費の10%から15%程度で収め、無理のない程度に経費の削減を図ることで、その結果、低価格が実現できたということとであります。

補足といたしまして、予定価格の設定につきましては、本件の参考見積業者は㈱イズミと㈱富士産業の2者から徴取し、㈱イズミの見積を参考に設定をしております。落札業者の㈱高菱は別として、他の入札業者の金額については、予定価格の80%から89%とほぼ同程度の価格となっており、また、提出された工事費内訳書を比較しても、予定価格と同程度の経費が計上されていることを確認したため、当初に設定した予定価格は実勢価格が反映された適正な価格であったと考えております。

低い落札率の理由については以上となりますが、低入札価格調査において、最終的に入札価格が入札業者にとって無理のないことを確認して落札決定としたところであります。

小林副委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 資料の「工種等及び等級」の記載ですが、この工事は管でいうと 500 万以上は A ランクでしょうか。

渡邊副課長： そうです。

木村委員： 資料の「工種等及び等級」の記載は工事規模として、ランクは A となると思いますが、資料の「選定理由」にある A、B ランクというのがよくわからないのですが。

鋤柄課長： 工種等及び等級になりますので、工種は管ということになりますし、等級が A ランク業者と B ランク業者で、業者の等級になります。

木村委員： 例えば管の B ランク工事であれば、上下の業者を入れて、3 割は指名しますということを前々回の時に言われていましたが、どういうことを概ね記載していますか。

鋤柄課長： 木村委員のおっしゃるとおり、乗り入れの部分で A ランクと B ランクを混ぜて指名しておりますので、そういう意味で記載しております。

柳沢部長： ご指摘のとおりです。ここは工種及び等級ということになれば、管の A ということで完結しております。その後の参加できる業者として、乗り入れの関係があつて B ランク業者が入るということです。ご指摘のとおりで資料の記載についてこれをもって訂正します。

木村委員： それと低価格の質問ですが、設計書の大部分は参考見積で組まれているのでしょうか。業者によっては先程、低入札価格調査をしてもらったように、しっかりやるが安く出来るという意味でしょうか、それとも参考見積は設計書の一部でしょうか。

鋤柄課長： 今回は、業者の参考見積を元に予定価格を設定しており、他社の見積と比較しても予定価格に差がございませんでした。

木村委員： 業者によっては高い価格で入札してくることもあるため、低入札になる確率が多いということですね。

鋤柄課長： おっしゃるとおりです。

小林副委員長： 他によろしいでしょうか。

大堀委員： 確認ですが、変更後の契約額ということで、工事が始まってから 90 万程度増えているのは、変更内容にあるように地震の影響で漏水が複数発見されたということが原因で変更されたと考えてよろしいでしょうか。

宮崎参事： 社会教育課の宮崎と申します。

お話のとおり、工期の中で今回地震が発生しまして、それに対応した措置が必要になったということで変更しております。

小林副委員長： 他によろしいでしょうか。

全委員： （意見等なし）

《No.3 公共下水道マンホール蓋取替工事 ①中央1丁目地内 ②土橋他地内》

小林副委員長： 続きまして、案件 No. 3 公共下水道マンホール蓋取替工事へ移ります。
大堀委員、何か補足はございますか。

大堀委員： 工事の概要のところで、マンホール蓋が①中央1丁目地内では7か所、
②土橋他地内では4か所の工事が入っており、マンホール蓋の違いについて
はよくわからないが、1か所辺りの予定価格を計算してみると、①中央
1丁目地内では1か所辺り45万円で、②土橋他地内では1か所辺り65万
7千500円となった。違いはどこにあるのか、初歩的な質問で申し訳ない
ですがよろしくお願いいたします。

小林副委員長： 事務局、説明をお願いします。

渡邊副課長： 公共下水道マンホール蓋取替工事になります。場所は、①中央1丁目地
内の市道と、②土橋地内の県道及び幸町地内の市道という形になります。

工事の概要につきましては、道路に埋設の公共下水道マンホールの老朽
化に伴いまして、マンホール周りの舗装を切断、破碎、処分し、既設舗装
と既設マンホール蓋の撤去を行い、その後、新しいマンホール蓋を設置し、
舗装の復旧に係る工事も併せた一式の工事でございます、こちらについ
ては指名競争入札を行ったところでございます。

今ほど大堀委員がおっしゃいました価格差についてですが、選定基準に
もありますが、こちらがNo. 91の単価が高い方の工事について、円形究明
切断工法という特殊な工法を施工している形になっております。

円形究明切断工法というのは、特に交通量が多いところや地盤が悪い地
域で施工する特別な工法で、蓋の上からの圧に対する耐久力を上げる目的
で施工する少し特殊な工事です。この工事においては、その特殊性のため
に手間や資材、人工が必要になることから、通常と比べて経費が増加する
傾向があります。

No. 91の工事につきましては、施工地が上越の大通り沿いの県道、また
は大通りに近い幸町の市道ということで、こちらの工法を用いた工事を実
施することといたしました。

こちらの工法については専用の機械が必要で、本来であれば工事の金額
的にはDランク業者を指名する工事ですが、土木のAランク業者の中から
特殊な機械を所有する施工業者を指名して入札を行ったところでござい
ます。

以上のことからNo. 91については、特殊な工法が伴う工事であるために
一般的なマンホールの取替工事である、①中央1丁目地内の工事と比較し
て、1か所辺りの単価が割高となって差が生じたということでございます。

説明は以上です。

小林副委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： ②土橋他地内の特殊工法はわかりましたが、特殊工法のAランクということがわかりませんでした。土木のDランク業者で特殊工法が施工出来る業者でもいいのではないのでしょうか。工事の金額的に指名はDランク業者ですよね。

渡邊副課長： 先程の説明でもお伝えしたとおり、工事の金額的に指名はDランク業者ですが、施工するにあたって、特殊な工法を行える業者がAランク業者しかいないということです。

小林副委員長： 他にございませんでしょうか。

渡邊副課長： 今程の件につきまして、説明の中でNo. 91 とかNo. 90 とかナンバーで申し上げましたけれども、詳しくはNo. 90 というのが①中央1丁目地内の市道、No. 91 というのが②土橋、幸町の道路のマンホール取替工事のことでした。失礼いたしました。訂正申し上げます。

小林副委員長： よろしいでしょうか。

全委員： (意見等なし)

《No.4 市営中通住宅3号棟給水管改修工事》

小林副委員長： 続きまして、No. 4 市営中通住宅3号棟給水管改修工事へ移りたいと思います。

大堀委員、補足の説明がありましたらお願いします。

大堀委員： 特にありません。

小林副委員長： 事務局から説明をお願いします。

渡邊副課長： 4件目は中通町地内の市営中通住宅3号棟給水管改修工事になります。本工事につきましては、(株)関原工業所との随意契約となります。抽出理由が、随意契約とした理由についてということで、その理由について説明いたします。

こちらの工事の概要につきましては、市営住宅の給水管内部を洗浄し、給水管の更生を図るための工事となります。

始めに工事の概要の補足として、ライニング工事について説明いたします。ライニング工事というのは、古い管を新品に入れ替えるというわけではなく、既存の管を洗浄して、中から塗料を流して管を再生させる特殊な工法を施す工事のことを言います。本工事は市営住宅の老朽化した給水管をこのライニング工事によって再生する工事となります。

現在このライニング工事に対応できる改修機械を所有する業者が、市内本社業者では(株)関原工業所のみとなっております。また(株)関原工業所は本工事で採用している給水管の再生工法の開発にも関わっているということで、技術的にも設備の面でも当該業者が施工業者として適当であると考えまして、本工事は財務規則第135条第3項第2項のその性質または目的

が競争入札に適しないものに該当すると判断し、随意契約したものでございます。

小林副委員長： 只今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

木村委員： 再生するライニング工法と新規に給水管を設置した時の対応年数は比較されたのでしょうか。

渡邊副課長： このライニング工事につきましては、メリット、デメリットがやはりありまして、工事をするにあたっての色々な条件や施設の規模もありますし、お金の面もあり、総合的に判断して本工事についてはライニング工事に決定したものでございます。

木村委員： ライニング工事の工法の方が、メリットが大きいということでしょうか。

袋係長： 建築住宅課 営繕室の袋と申します。少し補足で説明をさせてください。
今回のライニング工事につきましては、作業自体は1部屋だいたい1日半ぐらいで済みます。先程説明があったような給水管を全て入れ替えるような工事になりますと、一度、住んでいる方には転居していただいて、直した後に戻ってくるというような負担もありますので、居住者の方のメリットになるという工法になっております。

木村委員： 通常の住宅だとメーターまでが市の工事区域で、メーターから内側が個人の区域となります。こちらは市営住宅なので、工事の箇所は生活する場所の工事でしょうか。

袋係長： そうです。賃貸住宅になりますので、全て市の所有です。

木村委員： この工法にしたのは住んでいる方々に不便をかけないようにということでしょうか。

袋係長： はい。

小林副委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

《No.5 価格等調査(旧運転免許センター上越支所敷地)業務委託》

小林副委員長： 続きまして、No.5 価格等調査(旧運転免許センター上越支所敷地)業務委託へ移りたいと思います。

大堀委員、補足の説明がありましたらお願いします。

大堀委員： 不動産の鑑定評価ができる業者は沢山あるのではないかと思います、随意契約した理由を教えてくださいと思います。

小林副委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

松井係長： 契約検査課、松井と申します。

本業務は、売却が予定されている市有財産の土地について、売却価格を設定するために必要な調査及び評価を行い、不動産鑑定評価書を作成する業務となっております。売却を予定している土地は柿崎区直海浜の旧運転

免許センター上越支所の敷地です。業務の委託期間は、令和5年12月4日から令和6年3月15日までの103日間で適切に履行されております。

契約方法及び業者選定につきましては、担当課から指名内申があり、市内の不動産鑑定士のうち、該当地付近の固定資産税の評価鑑定の実績がある業者を選定し、当該業者との特命随意契約、1者から見積もりを徴する一者随契としているものです。国は不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うにあたっての基準を定めており、不動産鑑定報酬額は基本鑑定報酬額表により定められているため、価格に変動が無く、競争性が無いものであります。

小林副委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 確認ですが、この付近で固定資産税の鑑定実績を有している業者は何社あるのでしょうか。1社だけなのでしょうか。

敷波係長： 資産活用課の敷波と申します。

他社で固定資産の評価を行った業者がいるかは承知しておりません。

木村委員： 資料に市の固定資産税の評価鑑定の実績、上越市で実績を保有している業者と書かれています。今の回答は他社でという回答でしたが、上越市のこの付近で固定資産税の評価をした業者は他にもいますか、という質問です。

敷波係長： 失礼いたしました。

この当該地区付近で固定資産税の鑑定評価を行った業者として、受注された業者以外にどうかは、承知しておりません。

木村委員： それならなぜこの業者に指名内申を出しているのでしょうか。

小林副委員長： 只今の回答は、固定資産税の評価の鑑定実績を有しているのがこちらの(株)吉田総合鑑定経済研究所であるということ由市側は承知されているけれども、それ以外に固定資産税の評価を依頼した業者がいたかどうかは確認できてないということなので、そのように回答されたということです。

木村委員： それでは質問を変えます。

この業者が実績を有しているということを知っているのは、最近で固定資産税の鑑定をしたのがこの業者だからということでしょうか。

敷波係長： そのとおりです。

小林副委員長： よろしいでしょうか。

木村委員： はい。

《No.6 金谷地区公民館新築工事監理業務委託》

小林副委員長： 続きまして、No.6 金谷地区公民館新築工事監理業務委託へ移りたいと思います。こちら随意契約とした理由とありますが、大堀委員、補足の説明がありましたらお願いします。

大堀委員： ありません。

小林副委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

松井係長： 抽出案件 No.6 は、本年 3 月の市議会において議決を受けている、金谷地区公民館新築工事及び付帯する電気設備工事と機械設備工事の施工に伴い、当該工事が適正にかつ円滑に進捗するように、設計監理及び工程、品質等の施工監理を行う業務内容になっております。履行期間は令和 6 年 3 月 28 日から令和 7 年 2 月 15 日までの 325 日間としております。

契約方法及び業者選定につきまして、施工監理業務につきましては、当該設計を担当した設計事務所が当該工事の設計内容の詳細を把握していることから、例外的に当該設計業者との特命随意契約としているものです。その際、市は国の基準に基づき積算を行い、予定価格を算出しております。

小林副委員長： 大堀委員はよろしいでしょうか。

大堀委員： はい。

小林副委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 設計の内容をよくわかっていないところがありますが、やり方として工事施工監理と設計と工事管理の 3 者でやる方法もあるのですね。

3 者でやるものと、設計監理という方法でやる形があると思うのですが、その違いをもう少し教えていただけますか。

袋係長： 建築住宅課 営繕室の袋です。

市の公共工事につきましては、設計をした工事監理業者と、工事を受注した建設業者、あとは私共市側の監督員という形の 3 者で工事を進めておりますが、先程おっしゃられた 3 者で工事を進めるというのはどういった内容でしょうか。もう一度お願いします。

木村委員： 施工主がいて、設計業者、設計通りにできているかと監理する工事監理業者、工事を上手に進めるための工事管理をやる建設業者の 3 者のことを言いました。市は施工主であり、工事を行う時は工事管理の監督をやるイメージですよね。一般の素人の場合は、施工主は監督をしないで工事監理者に任せているイメージです。

本件については、設計業者と同じ業者へ特例で発注しているのですね。

袋係長： そうです。設計した業者が工事の管理ではない監理をするということです。

木村委員： 設計の内容をよく分かっているからということですね。

逆に分けてやっている案件もあるが、それだとデメリットの方が多いものではないでしょうか。

袋係長： 予定価格の話になりますが、予定価格については先程説明があったとおり、国が基準を定めて予定価格を算定しています。その中に、設計図書の内容把握という業務もありまして、そこについては、上越市の場合は業務

範囲外ということで予定価格を下げることになります。

木村委員：そこは儉約できるということですね。設計業者と同じ業者だとそういうメリットがあるということですね。

袋係長：そうです。1つですけれども。

木村委員：設計されているので、設計書の中身は十分知っているのですね。わかりました。

小林副委員長：ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員：（意見等なし）

《No.7 公営住宅火災報知器》

小林副委員長：続きまして、No.7 公営住宅火災報知器へ移りたいと思います。この件について大堀委員、補足の説明がありましたらお願いします。

大堀委員：落札率が31.34%ということで、他に比べて極端に低いと思いました。そうすると予定価格の設定がこれでいいのかなと感じました。説明をお願いいたします。

小林副委員長：それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長：契約検査課の石野と申します。

概要は資料のとおりでございます。

抽出理由に対する回答です。他と比べて落札率が極端に低いとのご質問でしたが、直接落札業者の俸ばるえむに確認させていただきました。

そちらの話によりますと、想像ではあるが他社と異なり既存品の取り外しから新規設置など全ての工程を自前で行えることから、他社よりかなり安価な金額で提供出来たのではないかとのことでした。なお、仕様内容のとおり適切に履行されたという報告を受けております。

小林副委員長：只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

大堀委員：工程を全て自分たちの所で出来るという説明でしたが、他社は自分たちの所だけではなく、下請け等に委託するというのでしょうか。

そこがよくわからなかったのですが。

石野係長：おっしゃるとおり、いわゆる下請けに出しているのではないかとこの話もありました。

大堀委員：わかりました。ありがとうございました。

小林副委員長：ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員：（意見等なし）

《No.8 事務椅子》

小林副委員長：続きまして、No.8 事務椅子へ移りたいと思います。この件について大堀委員、補足の説明がありましたらお願いします。

大堀委員：椅子はどこでも買えると思いますが、随意契約としたことがよくわからないので、説明よろしくをお願いいたします。

石野係長： はい、お答えいたします。

こちらの事務椅子ですが、人事異動の内示が発表されてから各課等に全庁的にですが、机、椅子の過不足調査を実施いたしまして、不足があった場合に年度内の3月31日までに購入し各課等に配布しているものです。

今回の人事異動が令和6年3月15日にございまして、各課の移動が土日になりましたので、令和6年3月29日までに納品が出来る業者を探しまして、参考見積を徴収したところ、令和6年3月29日までに納品できる業者が1者のみであったことから、随意契約とさせていただきました。

小林副委員長： よろしいでしょうか。

大堀委員： はい。

小林副委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

井部委員： 今ほどの説明をお聞きして、業者の中で納期限内に納められる業者が(株)彦坂オフィスサービスであったということですが、これは電話か何かで事前に問い合わせをして、どれぐらいで納品出来そうですかと聞くような流れなのでしょうか。

石野係長： はい。FAXで一斉に聞いております。

井部委員： 全部でどれぐらいの業者へ送信したのでしょうか。

石野係長： 今回は3者です。

井部委員： どのような3社でしょうか。

3者しか無かったのか、何かで選んで3者に絞って送信したのかお判りになりますか。

石野係長： はい。事務椅子の納入実績がある業者に限定して、3者に絞り込んで照会させていただきました。

井部委員： 3者しか納入実績が無かったということですか。

石野係長： そうです。

井部委員： はい、わかりました。ありがとうございます。

小林副委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 令和6年3月15日は金曜日なのですね。

令和6年3月16日、17日と仕事出来るように各課で調査して、月、火、水で取りまとめて見積徴収と非常にご苦労様です。3月29日には各課に設置しないと4月1日には間に合わないという、これぐらいタイトな日程だと、やっていただける業者を探すのも困難なためやむを得ないのかなと思います。

単価の比較だけはされて、適正だという判断をされたのでしょうか。そこだけ確認させてください。

石野係長： お答え自体いただけなかったもので、そのような比較はしておりません。

過去の数字とは比較しておりますが、今回のタイミングでの比較はしておりません。また、インターネットの価格だとかなり安価でした。

木村委員： 定価以下ではあったのですね。

石野係長： そうですね。定価よりは安いです。

小林副委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

《No.9 空気弁入替工事 ①柿崎区金谷他地内 ②大潟区潟町五区他地内》

小林副委員長： 続きまして、ここからはガス水道局の案件になりますが、No.9 空気弁入替工事へ移りたいと思います。この件について大堀委員、補足の説明がありましたらお願いします。

大堀委員： こちらも同じ工事で工事場所は違いますが、空気弁の口径 75 mmが 4 基というのは同じなのに予定価格が異なるのはどうしてなのでしょう。

先程のマンホール蓋の時に地域差等を加味して、ということだったのですが、こちらもそういったことなのでしょう。教えていただきたいと思っています。

小林副委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

金井係長： ガス水道局 総務課、金井と申します。

この工事は①柿崎区金谷他地内及び②大潟区潟町五区他地内において水道本管内に滞留する空気を抜く装置である空気弁を入替するものです。

工期は①が令和 6 年 3 月 15 日から令和 6 年 7 月 12 日までの 120 日間、②が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 7 月 29 日までの 120 日間で、債務負担行為での施工着手となります。

同じ入札日ではありますが双方の工期が異なるのは、受注者が工事開始日を選択できる施工選択可能工事制度の対象工事であり、②の空気弁入替工事の受注業者がその制度を利用して工事開始に猶予をとったためであります。

予定価格が①が税込 973 万 5 千円、②が税込 963 万 6 千円であり、予定価格が 130 万円を超えるガス水道の本管工事であることから、制限付き一般競争入札を行いました。

入札の参加資格の業種等に関する要件については、資料の選定理由内に記載のとおりでございます。資料記載の要件を満たす事業者は、当局が確認できる限りでは 13 者でございます。

続きまして、本件の抽出理由及びその説明をいたします。

抽出理由として、制限付き一般競争入札の中で 2 つの工事日数、概要が同じなのに予定価格が異なるのはなぜか、ということになります。

双方の工事日数が 120 日間、概要が空気弁、口径 75 mm、4 基と同じなのに予定価格が異なった原因ですが、水道管が埋設されている深さ及び道路の舗装状況の手数が要因であります。

まず水道管が埋設されている深さですが、場所により水道管が埋設されている深さが異なります。それにより掘削する深さが、①では 1.55m が 1 か所、1.4m が 3 か所の計 4 か所、②では 1.7m が 1 か所、1.35m が 1 か所、

1.2m が2か所の計4か所となっており、それにより掘削及び埋め戻す土量が異なるためであります。

また、空気弁は設置後の維持管理を行うため、地盤面近くに設置する必要がありますが、水道管の深さに合わせて水道管と空気弁の間に継ぎ足し用の管を入れる必要があります。その長さがそれぞれ異なってくるため、それに対する材料費や設置費が変わってくるためでもあります。

次に道路の舗装状況ですが、水道管が埋設している箇所の道路がアスファルト舗装、コンクリート舗装、または砂利道などの状況によって掘削と埋め戻しに関する費用が異なってきます。原形復旧が原則であり、県や市の道路管理者にてそれぞれの基準を定めてありますので、その基準により埋め戻すことになります。

なお、①では4か所全てがアスファルト舗装路であり、②では3か所がアスファルト舗装路、1か所が砂利道になっております。本件についてはこのような状況が重なり、予定価格が異なりました。説明は以上です。

小林副委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

大堀委員： ありがとうございます。

別の質問になりますが、①も②も、業者の提示する価格が皆同じものが多いですが、それは空気弁の価格が基になっているから大体同じぐらいの予定価格になると考えてよろしいでしょうか。

金井係長： 公表している単価を使って設計しております。

また、諸経費等についても公表している諸経費を使っているということと、予定価格についても算出方法を公表しておりますので、業者についてはガス水道局が予定価格を設定したものについては、ほぼ同額で積算することが出来るようになっているため、そのような状況になっているところであります。

小林副委員長： よろしいでしょうか。

ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 資料の確認なのですが、②の方で㈱ナカミチ建設が一番安い価格だが、なぜここに落札しなかったのでしょうか。

金井係長： 制限価格につきましては税込表示となっております、各社の応札額につきましては制限付き価格となっております、㈱ナカミチ建設は制限価格以下の金額ということでこの形になっております。

木村委員： 制限価格以下の場合、低入札価格調査はしないのですか。

金井係長： 制限付き一般競争入札の取り扱いとさせていただいておりますので、制限価格を下回ったものについては契約出来ないという形です。

木村委員： わかりました。では次回より、なぜこの業者に落札しなかったのかわからなかったのを記載していただきたいと思います。

それと、前にいただいた入札制度では、設計額 2 千万円以上が制限付き一般競争入札となっており、本件は 970 万円だが、制限付き一般競争入札にした理由を教えてくださいと思います。

金井係長： 設計につきましては、130 万円以上が制限付き一般競争入札で行っておりまして、仕様書による発注が 2 千万円以上という形をとらせていただいております。

西山課長： 補足をさせていただきます。

ガス水道局では本支管工事については 130 万円以上の工事について制限付き一般競争入札で入札を行うこととしておりますので、本件は 130 万円以上の工事となっているため、制限付き一般競争入札で入札を執行したということでもあります。

木村委員： 続いて、選定理由の中で 土木工事の格付け「A」かつ管工事の格付け「A」を除くものとする、というのはどのような意味がありますか。

小林副委員長： 事務局お願いします。

西山課長： 今回制限付き一般競争入札ということで、工事の規模でランクを定めております。この工事は低い価格帯の工事となっておりますので、土木の工事の格付けと管工事の格付けを除いているという形です。

木村委員： Aを除くということなので、B以下ということですね。

小林副委員長： よろしいでしょうか。

ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

《No.10 供給管給水管入替工事》

小林副委員長： 続きまして、No.10 供給管給水管入替工事へ移りたいと思います。この件について大堀委員、補足の説明がありましたらお願いします。

大堀委員： 特にありません。

小林副委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

金井係長： この工事は北本町 3 丁目他地内において、市道の側溝改良工事に伴い支障となる供給管給水管、すなわちガス水道の引込管等を入替するものでございます。

工期は令和 6 年 3 月 19 日から令和 6 年 8 月 15 日までの 150 日間、令和 5 年度の繰越工事となります。

予定価格が税込で 523 万 6 千円であり、予定価格が 130 万円を超えるガス水道の本管工事であることから、制限付き一般競争入札でございました。入札の参加資格、業種等については資料の設定理由欄に記載したとおりでございます。資料の記載要件を満たす事業者数は当局が確認出来る限りでは 9 者でございます。

続きまして、本件の抽出理由及びその説明をいたします。抽出理由として、制限付き一般競争入札の中で他の工事と比べて落札率が高いということになります。

本年度工事の内、制限付き一般競争入札で執行した案件の平均落札率が 85.46%、ガス水道本管工事に限ると 85.17%となっており、本件の落札率が 99.58%と落札率が高くなっております。

落札率が高くなった原因ですが、工事の規模及び一抜け方式です。

まず工事の規模ですが、ここ数年小規模な業者の参加が多い税込予定価格 1 千万円未満のガス水道本管工事においては、公表している入札の結果から他社の応札状況を確認し、最低制限価格ではなく、予定価格と同額程度の比較的高い金額で入札する業者がおり、令和 5 年度では工事の繁忙期である 7 月～10 月の間のガス水道本管工事の平均落札率は 91.42%と高い落札率になっております。

次に一抜け方式ですが、ガス水道本管工事においては、平成 28 年度から導入しております。応札者の受注機会の拡大を図るため同日に行う入札で、発注者が公告であらかじめ示した案件について、一度落札者になった者は次以降の入札で辞退扱いとなる制度です。

本件については資料のとおり、6 者から入札参加希望がありましたが、応札した業者は、頸城水道(株)、(株)牧信及び島津工業(株)の 3 者のみでした。そのうち、島津工業(株)は備考欄に記載のとおり、一抜け方式により辞退扱いとなっております。

本件は本年 3 月 7 日に入札した案件ですが、一抜け方式で 3 件の入札を行い、本件は其中で 2 番目に開札した案件でした。島津工業(株)は落札した頸城水道(株)より低い価格で応札しておりましたが、本件の前の案件で落札者となったことから、辞退扱いとなり、次に入札額の安かった頸城水道(株)が落札者となったものです。

本件についてはこのような状況が重なり、落札率が高くなったものと考えられます。

小林副委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

【閉会】

小林副委員長： 以上で、本日の議題は全て終了しましたが、他に事務局の方から何かありますでしょうか。

鋤柄課長： それでは、2 点お願いいたします。

1 点目は、次回令和 6 年度第 2 回会議の審議案件の抽出者については、「木村委員」となります。木村委員には、改めて事務局からご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 点目は、次回の委員会の開催時期ですが、8 月下旬を予定しております。詳しい日程につきましては、委員の皆様とご相談の上、決定し、ご案内いたします。以上です。

小林副委員長： ありがとうございました。
それでは、これで本日の会議を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

9 問合せ先

契約検査課

TEL：025-520-5644

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。